

特定施設入居者生活介護募集要項（令和6年6月募集）に対する質問回答書

募集要項に関する質問	
<p>●質問1</p> <p>入居者が特定施設入居者生活介護サービスを希望せず、別に外部介護サービス（訪問介護や通所介護等）の利用を希望し、外部事業者の介護サービスを利用した場合の費用負担はどうか。</p>	
<p>○回答1</p> <p>特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設に入居される方は、原則当該施設の介護サービスを受けることとなります。ただし、入居者から同意が得られない場合等には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第179条第2項のとおり、外部の介護サービス利用をすることも可能です。</p>	
<p>●質問2</p> <p>協力医療機関は入院設備のある病院でなければいけないのか。</p>	
<p>○回答2</p> <p>基準上必須ではありませんが、入院設備がある方が望ましいと思われれます。</p>	
<p>●質問3</p> <p>事業計画の作成にあたり、入居者に占める要支援、要介護の割合に基準となる定めはあるか。</p>	
<p>○回答3</p> <p>特にありません。</p>	
<p>●質問4</p> <p>現在、住宅型有料老人ホームの中に訪問介護事業所が所在している状況であるが、特定施設入居者生活介護の指定（転換）を受けた後、訪問介護事業所が同一建物中に所在する事は可能か。</p> <p>可能な場合において、特定入居者生活介護の介護職員と訪問介護事業所の介護職員が当サービスを提供（兼務）しても差し支えないか。</p>	
<p>○回答4</p> <p>訪問介護事業所の併設は可能です。</p> <p>また、それぞれの人員基準を満たした上で業務上支障がない場合は兼務も可能です。</p>	
<p>●質問5</p> <p>応募要件について、当社では、仙台市内で2か所の住宅型有料老人ホームを運営しているが、この2か所ともに今回の募集に応募することは差し支えないか。</p>	
<p>○回答5</p> <p>国の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び仙台市有料老人ホーム設置運営指導指針に定める基準を満たしている事業所であれば、同一法人が複数の事業所を応募するこ</p>	

<p>とは可能です。その場合は1事業所につき1件の応募となりますので、仙台市特定施設入居者生活介護事業応募届（様式第1号）に優先順位を記載してください。</p>
<p>●質問6</p> <p>融資見込証明書について、すでに開設している住宅型有料老人ホームからの転換で応募する場合も必要か。</p>
<p>○回答6</p> <p>今回の事業開始にあたり、民間金融機関からの借入を予定している場合は必要です。</p>
<p>●質問7</p> <p>償還計画書について、すでに開設している住宅型有料老人ホームからの転換で応募する場合も必要か。</p>
<p>○回答7</p> <p>転換する有料老人ホームの施設整備に係る借入がある場合は、融資先ごとに作成してください。</p> <p>併せて、現在法人として借入がある場合は、全ての借入について、融資先ごとに作成してください。</p>
<p>●質問8</p> <p>資金計画書について、すでに開設している住宅型有料老人ホームからの転換で応募する場合は、その転換にかかる資金計画ということでよいか。</p>
<p>○回答8</p> <p>転換による事業所開設までに必要となる資金額の見込みとその確保手段について記入してください。</p>
<p>●質問9</p> <p>収支予算書について、すでに開設している住宅型有料老人ホームからの転換で応募する場合は、転換後の収支予算書を作成することでよいか。</p>
<p>○回答9</p> <p>転換想定後の収支予算書を作成してください。</p>
<p>●質問10</p> <p>運営指導等の結果通知について、「直近の運営（実地）指導及び5年以内の監査等における指示事項（指摘事項）及び改善状況報告書の写しを添付すること」とあるが、文書指摘がなく口頭指導のみ受けた運営指導等の結果通知の添付は不要か。</p>
<p>○回答10</p> <p>不要です。</p>
<p>●質問11</p> <p>運営指導等の結果通知について、文書指摘事項がない場合に結果通知を送付しない自治体がある。その場合、結果通知に代わるものの添付はしなくてよいか。</p>
<p>○回答11</p>

<p>文書指摘事項がない場合は不要です。</p>
<p>●質問 1 2</p> <p>運営指導等の結果通知について、「法人が運営する全ての既存事業所」の結果が必要とのことだが、仙台市以外に所在する事業所（施設）の検査結果も必要ということか。</p>
<p>○回答 1 2</p> <p>仙台市以外の事業所の結果についても提出してください。</p>
<p>●質問 1 3</p> <p>現在運営中である住宅型有料老人ホームを特定施設に転換することを希望する場合、提出書類一覧中「2 立地に関する事項」・「3 事業収支計画等に関する事項」で提出不要となる書類はあるか。</p>
<p>○回答 1 3</p> <p>自己資金による計画の場合、融資見込証明書（様式第 13 号）は不要です。 また、建築・改修が不要な場合は、建設費（改修費）見積資料は不要です。</p>
<p>●質問 1 4</p> <p>【設備に関する基準】第 177 条 4 項の介護居室で、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとするは、具体的にどのような状況を指すのか。</p>
<p>○回答 1 4</p> <p>夫婦で居室を利用する場合等を想定しています。 なお、事業者の都合により一方的に 2 人部屋とすることはできません。</p>
<p>●質問 1 5</p> <p>3 階建ての同一建物内で運営するにあたり、居室ごとでケアハウスと特定施設の整備を想定しているが可能か。</p>
<p>○回答 1 5</p> <p>併設での整備も可能ですが、同一建物内で運営する場合には、同じフロア内でケアハウスと特定施設が混在しないようにしてください。</p>
<p>●質問 1 6</p> <p>土地利用・建築規制に関する確認状況報告書に関して、新設のサ高住での公募の場合、「何」を「どこまでの部署」にお伺いすれば良いか、具体的にご教示いただきたい。</p>
<p>○回答 1 6</p> <p>様式第 16 号「土地利用・建築規制に関する確認状況報告書」に記載のあるすべての確認先部署にサービス付き高齢者向け住宅の新設及び特定施設入居者生活介護の公募に応募予定であることを伝えた上で、必要な確認内容及び確認結果を記載してください。 なお、サービス付き高齢者向け住宅を新設する場合は、都市整備局公共建築住宅部住宅政策課が担当になりますので、合わせてご相談ください。</p>